

## 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準

〔令和6年2月22日  
告示第20号〕

瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（平成15年告示第87号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この基準は、瑞穂町における契約事務の適切な執行を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、町長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （措置の範囲）

第2条 この基準に基づく措置は、次の各号のいずれかとする。

- （1）有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該有資格者について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止に至らないときは、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。
- （2）最低制限価格、予定価格、入札参加者名、入札参加者数、指名業者名、指名業者数、仕様書、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）等、当該情報とその時点では公にされていない契約事務に係る情報（別表において「厳格管理情報」という。）について、有資格者が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うものとする。
- （3）有資格者が瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第213号）第2条第3号に規定する暴力団等に該当する場合は、当該要綱に基づき措置を行うものとする。

### （手続等）

第3条 町長は、瑞穂町指名業者選定委員会規則（昭和44年規則第5号）で定める瑞穂町指名業者選定委員会（以下「委員会」と

いう。)の協議を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。  
ただし、有資格者が別表の1又は4第1号に該当するときその他特に必要があるときは、当該有資格者について、委員会の協議を経ることなく、指名停止を行うことができる。

- 2 指名停止が行われたときは、町長は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 競争入札参加資格確認申請の受付
  - (2) 競争入札参加資格確認結果の通知、指名通知又は随意契約における競争見積依頼
  - (3) 落札決定又は随意契約における採用決定
- 3 指名停止期間中の有資格者が、現に前項各号に掲げる事項のいずれかを行っているときは、当該有資格者の以降の契約手続への参加を認めないものとする。
- 4 町長は、指名停止期間中の有資格者が、町が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受注することを承認してはならない。  
(対象の特例等)

第4条 別表の2又は3の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

- (1) 資本金が20億円以上かつ従業員が1,500人以上であって、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任体制が社内で明確にされており、かつ、その責任者として役員(執行役員を含む。)を充てている場合
  - (2) 部門別格付及び社内責任体制の在り方を総合的に勘案して、前号の規定に準ずると認められる場合
- 2 別表の2、3又は4第6号の措置要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、元請負人に対する指名停止に加えて、当該下請負人に対して、元請負人の指名停止期間の範囲内で指名停止を行うものとする。
  - 3 別表の4第1号又は第2号の措置要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の措置を受けた有資格者が、合併、

会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止等の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止等の措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止等を行うことができる。

- 4 町が発注した契約において、別表の4第1号の措置要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕され、又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。
- 5 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止を行うものとする。
- 6 事業協同組合等に対し、指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である構成員に対しても、指名停止を行うことができる。
- 7 前2項の規定により構成員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責めを負わないと認められる者を除くものとする。

（期間）

第5条 有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。

- 2 有資格者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 3 既に指名停止期間中の有資格者が、別表に掲げる措置要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合において、指名停止期間算定に当たり、同表に定める期間の範囲内で加算することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 有資格者が、別表の1、3又は4に掲げた措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれの措置要件に該当することとなったとき。
  - (2) 別表の4に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき、又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
  - (3) 有資格者が、別表の7の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、当該措置要件に該当したとき。
  - (4) 有資格者が、同時期に、複数の措置要件に該当するとき、又は同一の措置要件に該当するものが複数あるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。
- (1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。
- 6 悪質な事由、しんしゃくすべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 7 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 8 前条第2項の規定による下請負人の指名停止の期間は、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。
- 9 第9条の規定による報告等を怠った場合は、当該有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 10 別表の1の措置要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は、同表に定める期間のそれぞれ2

分の1とする。

1 1 指名停止期間が1月に満たない場合は、1月とする。

(通知)

第6条 第2条第1号又は第4条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

2 前条第7項又は第9項の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

3 第8条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

4 第2条第1号又は第2号の規定により注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

5 前各項の通知を受けた者は、町長に対して通知内容についての説明を求めることができる。

6 前項の説明を求められたときは、町長は、これに応じなければならない。

(公表)

第7条 第2条第1号又は第4条の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

2 第5条第7項又は第9項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。

3 次条の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

(解除)

第8条 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(報告等)

第9条 別表の4第1号又は第2号の措置要件により指名停止等の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、指名停止等の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、当該有資格者から遅滞なく、町長に届け出させるものとする。

2 町が発注した契約において、別表の4第1号の措置要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、当該有資格者に役員の兼職について町長に報告させるものとする。

(指名停止の特例)

第10条 町長は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約を締結することができる。

(準用)

第11条 地方自治法施行令第167条の2における契約を締結するための登録をした者（以下「随意契約業者」という。）が別表に掲げる措置要件に該当する場合については、第3条、第4条第3項及び第5条から前条まで（第5条第8項及び第9条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「有資格者」とあるのは「随意契約業者」と、「一般競争入札又は指名競争入札」とあるのは「随意契約」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。